

別記

1 3G 通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
3G 通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等に適用される規則

2 新聞社等の基準

新聞社等の基準については次のとおりとします。

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者等	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する基幹放送事業者及び一般放送事業者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（区分 1 の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を提供することを目的とする通信社

3 3G 通信サービスに関する技術資料の項目

1 概要
2 サービス概要
3 サービス内容
4 移動機
5 付録

4 通信の適用については、次のとおりとします。

通信の適用			
(1) 通信の条件等	契約者回線から行う通信については、あらかじめ第 30 条（通信の種類等）に規定する通信の種類を端末設備等の操作により選択していただきます。		
(2) 通信時間等の測定等	通信時間等の測定については、次のとおりとします。 <table border="1"><tr><td>パケット通信モードに係る通信</td><td>課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。</td></tr></table>	パケット通信モードに係る通信	課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。
パケット通信モードに係る通信	課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。		

5 メッセージ通信モード又はパケット通信モード利用における不適切な行為

- (1) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 当社又は第三者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の第三者に、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社又は第三者の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 当社又は第三者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為